

四日市市告示第 5 0 3 号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定について（昭和 3 9 年四日市市告示第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

四日市市長 森 智広

改正後	改正前
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項並びに地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和 3 8 年政令第 3 0 6 号）附則第 4 条の規定による指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりとする。 四日市市金庫事務取扱規程（昭和 1 3 年四日市市告示第 1 6 号）は、廃止する。 (1) 及び (2) (略) (3) 収納代理金融機関 (略) 株式会社あいち銀行 株式会社滋賀銀行	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項並びに地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和 3 8 年政令第 3 0 6 号）附則第 4 条の規定による指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりとする。 四日市市金庫事務取扱規程（昭和 1 3 年四日市市告示第 1 6 号）は、廃止する。 (1) 及び (2) (略) (3) 収納代理金融機関 (略) 株式会社あいち銀行 <u>株式会社十六銀行</u> 株式会社滋賀銀行

附 則

この告示は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（会計管理課）